

1-1 コンクリートの水セメント比

- 一般の環境条件の場合 鉄筋コンクリート55%以下
- 無筋コンクリート60%以下

水セメント比については、請負者が作成した示方配合表により確認すること。
なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を考慮すること。

1-2 ケーソン等に使用するコンクリートの水セメント比

- 鉄筋コンクリート50%以下

2 スペーサーの個数については、鉄筋組立て時の段階確認時に確認すること。

3-1 テストハンマーによる強度推定調査は、以下に基づき実施すること。

(1) 対象工種

- ア 高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く）
- イ 内空断面が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類（ただし、プレキャスト製品は除く）
- ウ 橋梁下部工・上部工（ただし、PC橋は除く）
- エ トンネル
- オ 高さが3m以上の堰・水門・樋門
- カ 鉄筋コンクリートケーソン、セルラーブロック類
- キ 止水性、防水性が重要である鉄筋・無筋コンクリート構造物（事例：地下構造物、貯水構造物等）

(2) 調査の頻度

- ア 鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間とする。
- イ トンネル、ケーソン類については1打設区分（セントル毎等）とする。
- ウ その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3箇所調査をする。
- エ 調査の結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施する。

(3) 測定

- ア 測定方法は、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の測定方法（JSC E-G 504）」により実施する。
- イ 測定時期は、足場が存置されている間に実施する。
- ウ 測定は、監督職員及び受注者が立会いの上実施する。立会いの頻度は、30%程度とする。
- エ 調査の報告は、構造物毎に別添様式-1により調査票を作成し、調査後速やかに打合簿により監督員へ提出する。

3-2 圧縮強度試験の実施

3-1において実施したテストハンマーによる再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、以下によること。

- (1) 所定の強度を得られない箇所の付近において、現位置のコアを採取するものとし、採取位置については監督職員と協議のうえ実施するものとする。
また、コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行うこと。
- (2) 圧縮強度試験は、「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法（JIS A 1107）」により実施すること。
- (3) 圧縮強度試験は、監督職員等及び受注者が立会いのうえ、実施するものとする。
- (4) 試験の報告は、構造物毎に別添様式-1により調査票を作成し、調査後速やかに打合せ簿により監督員へ提出する。

3-3 コアの圧縮強度試験（JIS A 1107）の平均強度が所定の強度が得られない場合、若しくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、事業課に協議するとともに、技術管理課に報告すること。

4-1 工事完成後の維持管理等の基礎資料とするためのひび割れ発生状況の調査は以下によること。

- (1) ひび割れ発生状況の対象工種は、3-1（1）の対象工種とする。
- (2) 調査方法は、0.2mm以上のひび割れについて、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出すること。
なお、3-1（1）の対象工種「キ 止水性、防水性が重要である鉄筋・無筋コンクリート構造物」については、0.05mm以上0.2mm未満のひび割れも調査及び評価を実施すること。
- (3) 調査は、足場が存置されている間に実施すること。
- (4) 測定は、監督職員及び受注者が立会いの上実施する。
- (5) 調査の報告は、構造物毎に別添様式-2により調査票を作成し、調査後速やかに打合せ簿により監督員へ提出する。
- (6) 調査結果の評価に当たっては、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針（2009（社）日本コンクリート工学協会）」を参考にするとともに、発生したひび割れについて有識者の意見を付けること。
有識者とは、コンクリート構造物の診断が可能な学識経験者、公的研究機関、民間研究機関、技術士、コンクリート診断士等をいう。

5 実施方法

監督員は、工事発注にあたり工事特記仕様書に調査対象工種であることを明示し、本運用に基づき実施すること。